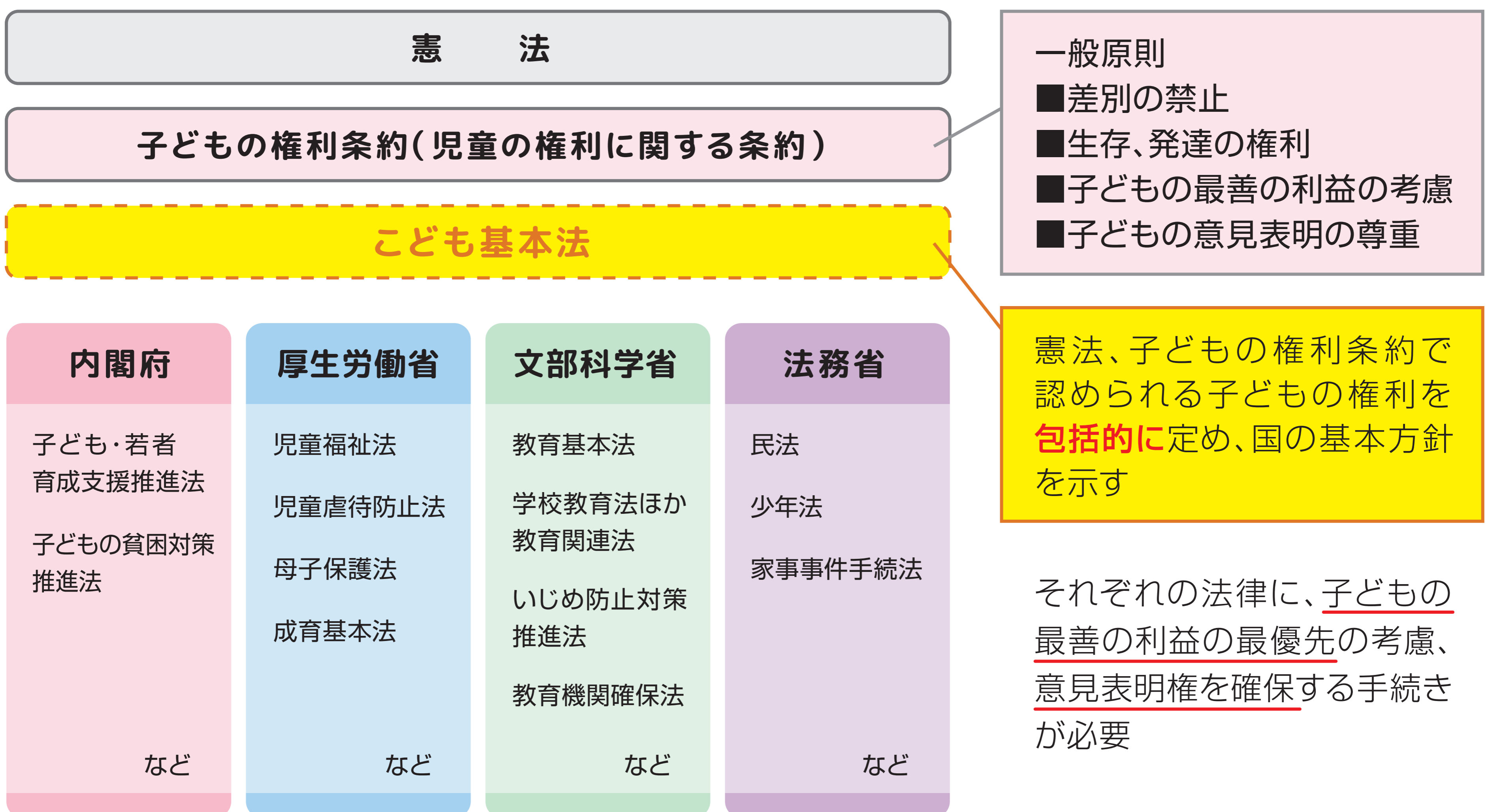


② 「こども基本法」とは

「こども基本法」は、2022(令和4)年6月15日に国会で成立し、2023(令和5)年4月1日から施行されています。

この法律は、日本国憲法および子どもの権利条約の精神にのっとり、すべての子どもが権利を守られながら、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、「こども施策」を総合的に推進することを目的としています。

子どもの権利にかかわる法律の概念図



日本財団HP「こどもの基本法について」(<https://kodomokihonhou.jp/about/>)参照・作成

子どもは権利の主体として位置づけられています。その権利は養育、教育、保健、医療、福祉等すべての分野で包括的に保障されることになりました。

「こども基本法」には、国や地方公共団体だけでなく、事業主、国民の責務等も書かれています。

すなわち、「すべての人がこの法律を守らなければいけない」ということです。

法律を守るためには、まず法律を「知る」ことから始めましょう。



こども家庭庁
こども基本法パンフレット
<https://x.gd/zPdxn>



こども家庭庁
こども基本法やさしい版パンフレット
<https://x.gd/Lg5fK>